

感染症対策マニュアル

目的



- ①感染症の**予防**（感染経路の遮断）
- ②発生した場合の**最小限の抑止**

病原体



結核菌、麻疹ウイルス、水痘ウイルス ・ ・ **空気感染**
.....
インフルエンザ、風疹ウイルス、新型コロナウイルス
.....
おたふくかぜの原因のウイルス ・ ・ **飛沫感染**
.....
ノロウイルス、疥癬、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌
.....
新型コロナウイルス ・ ・ **接触感染**

健康管理
基本対策

***定期的な換気**

〈以下、まん延時〉

*マスクを外す場所ではパーティションで仕切る、2m離れる

*食事やレクでは、同時間帯、同じ場所での実施人数を縮小

*職場外でも同様



- ☑ **手洗い**や**手指消毒**、共有物・箇所の**消毒**
- ☑ **3密を避ける**対応、**マスク**(※)の着用

※マスクに過敏に反応する人もいるため、周囲の職員や利用者がマスクをすることで、過敏な人に配慮した感染対策を実施

- ☑ **血液、分泌物、嘔吐・排泄物、傷のある皮膚、粘膜等を扱う際には手袋**をする

〈以下、まん延時〉

- ☑ 利用者の**検温**、**健康チェックシート**の記入
健康管理の結果を記録
- ☑ 職員は**出勤前に検温**(入館者にも検温)
疑わしい症状(※)がある場合には出勤しない
※発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、嗅覚・味覚異常

発生後 の対応

消毒・廃棄

嘔吐や排泄物、血液など、感染者に使用した器具・器材の消毒、廃棄。

受診等

職員に感染の疑いがある際は、医療受診を行い、主治医の指示に従う。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からは、感染症の有無に関わらず発熱後の利用者は、解熱後 24 時間以上が経過、呼吸器症状が改善後に利用の受け入れをする(職員の出勤も同様)。

保健所等との連携

職員・利用者に感染症の発生を疑った場合は保健所に相談。

三条地域振興局 健康福祉環境部(三条保健所)
〒955-0046 三条市興野 1-13-45 ☎0256-36-2360

◎県障害福祉課
(在宅支援係)
◎加茂市役所
(こども未来課)
に報告

職員・利用者が感染の場合は、保健所・自治体の判断に従う。

利用者の受け入れ控え

在籍校やクラスで、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に登校自粛や早退扱いとなった利用者については、サービスの利用についても控えてもらう。

情報開示・連絡

職員・利用者が感染の場合は、関係機関への情報開示を行う。発熱等の疑い症状により利用を断った利用者については相談支援事業者に連絡。